



令和8年 新年の抱負

小野寺 徹也	十分に努力する	林 悠美子	日々足精進
中澤 淳一	鶏口となるも牛後となるなかれ	高橋 静香	心機一転
森平 尚良	創意工夫	内藤 楓花	健康がいちばん！
堤 克行	カッコいい大人を目指す！	竹之内 明人	感謝の気持ちをもち
恩田 和寿	Health comes first	竹鼻 博文	健康に留意し一日一日を大切に！
荒川 健太郎	不安な時こそ目をそらさず前向きに	高橋 裕子	健康第一
半田 浩之	日々大切に	吉井 和泉	悠々楽々
平野 康雄	視野を広く持って、迷わず行動する	高野 明菜	平穏無事
鈴木 理恵	みんなで笑う	佐高 杏菜	笑顔で楽しく
赤田 浩樹	定数と変数	森島 晴美	健康一番
高橋 弘明	泰然自若	内田 さくら	丁寧生きる
内田 深雪	平穏無事	田口 恵美	健康管理
藤井 ひとみ	日常に感謝する	橋本 由香	健康維持
明石 美幸	ブレイクスルー	宮本 尚美	何事にも感謝
前原 未侑	怡然自楽	岡部 和子	健康第一
三友 博之	合格！	塚田 美沙紀	感謝の気持ちをつたえる
奈良 維春	温厚篤実	瀧澤 和子	日進月歩
齋藤 駿介	透過	中村 治美	心も体も健康第一
一戸 祥法	無病息災	山本 みゆき	一日一生
新井 悠叶	磨励自彊		

編集後記

あけましておめでとうございます。
2026年の幕開けです。本年も宜しくお願い申し上げます。

めいわ新聞

MEIWA SHINBUN
令和8年 1月号
第197号

高橋税経グループ

■めいわ税理士法人 TEL:027-361-5568

■群馬MSAセンター TEL:027-364-8040

■相続手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:https://meiwa.tax E-mail:info@meiwa.tax

所長挨拶



新春の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。旧年中は格別のご厚情を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

さて昨年末、年も押し迫った12月19日、日銀による政策金利の引き上げが決定されたことは記憶に新しいと思います。年初に0.5%に引き上げられたのち、約1年間の検討期間を経ての決定で、30年ぶりの高水準といわれる0.75%への引き上げでした。大方の予想では、これにより為替相場は円高に振れ、物価の上昇にも歯止めがかかるのではないかと期待されたのですが、実際は総裁の今後の追加利上げに対する慎重な姿勢が見られたためか、円相場は前日の155円台から157円台に急落し、財政リスクも孕んだ円の構造的な弱さを露呈しました。実は同じ日に、他にも政府による数値変更の決定が行われていました。診療報酬本体3.09%上げと雇用保険料率0.1%下げがそれで、いずれも物価高、賃上げ、採用難など共通する前提のもとに行われたものです。十分に吟味された政策決

定だとは思いますが、日銀の決定同様、これらの変更が今後どのくらい今日の課題に有効に働くかは分かりません。

さて新年を迎えるに当たって、自分たちでは直接関与できない数字のことをいくら書いてみても仕方がないので、自分たちでできることを前向きに考えたいと思います。

経営コンサルタントでマーケティング実践塾を主催する藤村正弘氏は、「経営者の感性が差を生む」として経営における感性の重要性を説いています。経営をAIに任せるとかいう無茶を言う人もいますが、AIは情報収集や分析は得意でも意思決定はできません。意思決定をするのはあくまで人間であり、そこに必要なものが感性であると説きます。ではその感性はどうやって磨くのか。氏は、感性は実は「反応の質」として、その人の体験の積み重ねが重要であると言います。じっくりと見て、聴いて、味わって（味覚だけでなく情緒的にも）心がどう動いたかを確認する。その繰り返しこそがその人の感性を磨くということです。毎月展覧会に行くというある経営者の言葉を引用して「分からなくなったら、いったん自分の感性に水をやる」という言葉も紹介しています。

今年一年、AI技術は十分に活用し生産性の向上に励みながらも、あらためて自分の感性を磨くための実践を心掛けてゆきたいと思っています。

新年に当たり、皆さまのご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。

Contents

P1 所長挨拶・目次
P2 税務トピックス

P3 読書感想文・将軍の日記
P4 新年の抱負・集合写真・編集後記

めいわ税理士法人 ～税務TOPICS～

【通勤手当】

マイカー通勤者の非課税限度額が11年ぶりに引き上げ！
遡及適用に伴う実務対応を解説

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、自動車や自転車などで通勤する従業員（以下、マイカー通勤者）へ支給する「通勤手当」の非課税限度額が引き上げられました。この改正は令和7年4月1日にさかのぼって適用されるため、令和7年分の年末調整業務で対応が必要となります。

非課税限度額の改正内容

今回の非課税限度額の引上げは、マイカー通勤者への通勤手当が対象であり、交通機関や有料道路で通勤する場合の非課税限度額に変更はありません。マイカー通勤者に対する非課税限度額（1か月当たり）は、片道の通勤距離に応じて定められており、今回の改正では、次図のとおり「片道10km以上」の区分が増額改正されています。

片道の通勤距離	1ヶ月当たりの非課税限度額	
2km未満	全額課税	
2km以上10km未満	4,200円	4,200円
10km以上15km未満	7,100円	7,300円
15km以上25km未満	12,900円	13,500円
25km以上35km未満	18,700円	19,700円
35km以上45km未満	24,400円	25,900円
45km以上55km未満	28,000円	32,300円
55km以上	31,600円	38,700円

この改正後の限度額は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に適用されます。例えば、3月分の通勤手当であっても、給与規程に従った支給日が4月1日以後であれば、改正後の限度額が適用されます。

実務上の注意点

今回の遡及適用により、企業の実務担当者は、主に「令和7年分の年末調整」と「中途退職者等への対応」で注意が必要です。

1. 年末調整での精算手続き

令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当で、改正前に既に支払われたものについて、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合には、令和7年の年末調整の際に精算することになります。

1. 中途退職者などへの対応

年の中途で退職した人や死亡退職した人、海外勤務により非居住者となった人など、年末調整計算の対象外となる従業員については、原則として確定申告によって税額の精算を行うことになります。

また、企業が中途退職者に対し、「給与所得の源泉徴収票」を交付済みの場合で、改正後の限度額適用によって新たに非課税となる金額があるときは、「支払金額」欄を訂正し、「摘要」欄に「再交付」と表示した源泉徴収票を作成して再度交付しなければなりません。

今回の非課税限度額の引上げは、特に片道10km以上のマイカー通勤者に利益をもたらす改正です。

令和7年4月1日から遡及適用されるため、課税通勤手当を支給している企業は該当者の有無を確認しましょう。



読書コーナー

あしたやさしくなれますように

著/はしもとみお

今回紹介するこちらの作品は、娘に誘われて運転の苦手な私が初めて群馬県立館林美術館へ「はしもとみお木彫展」を見に行った時に出会った一冊です。

以前から烏羽水族館で飼育されている2頭のラッコが大好きでYouTubeのライブカメラでもチェックしているほどで、その2頭がモデルになっている作品があるということで、興味を持って読むことができました。

本の内容としては、作者が23歳のとき、ともに芸術家を目指した親友へ贈った手造りの画文集がもとになっています。はしもとさんは親友のためにさまざまな動物を描き、手書きのメッセージを添えて

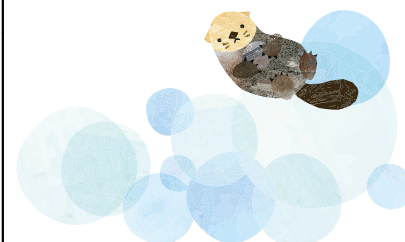


1冊の本にしたものです。

こちらの原画も美術館に飾られており、その絵と添えられた一言に心を動かされました。たくさんの彫刻の中には触っていいものがあり、木のぬくもりや、彫り跡に優しさや温かみを感じることができました。機会があれば、また新たな作品も見てみたいと思わせる素敵な彫刻家さんでした。

こちらの本はミュージアムショップで初めて手に取ったのですが、本当に作者の手柄がよく出ていて、ふとした時に手に取って眺めるのにとてもいい作品です。心穏やかに過ごしたい年始めの一冊にいかがでしょうか？

（文責：藤井）



将軍の日（中期5カ年経営計画作成セミナー）

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、「将軍の日」と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)



お問い合わせ：めいわ税理士法人
027-361-5568 担当：森平

先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営Tasseiとはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を実際に行っていくことが出来るのが「先行経営Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から